

浜松市川や湖を守る条例に係る河川合同巡視について

本市では、美しく豊かな川や湖の水環境を保全して次代に継承するため、平成 20 年 7 月 1 日に、「浜松市川や湖を守る条例」を施行しました。この条例につきまして、市民に対して様々な啓発活動を展開しており、水辺のレジャー利用者のマナー向上につながっております。

このたび、夏季のレジャー利用が多い時期に合わせて条例の一層の周知を図るため、阿多古川において、河川合同巡視を実施します。

記

1 実施概要

【実施日時】令和元年 8 月 7 日（水）12：50～14：30

＜予備日＞8 月 9 日（金）同時刻

※ 少雨決行。荒天等により中止する場合は 11：00 までに判断。

当日のお問い合わせは、浜松市環境政策課までお願いします。

※ 予備日も実施不可の場合は中止。

【集合場所】下阿多古ふれあいセンター 駐車場（天竜区上野 172-3）

【当日の流れ】12：50～12：55 出発式（下阿多古ふれあいセンター）

13：00～13：25 巡視（東光淵）

13：30～13：55 巡視（坂之脇橋）

14：00～14：25 巡視（平田大橋） ※巡視終了後、解散

【実施内容】タスキ、啓発帽子を着用し、のぼり旗を持参し、ハンドマイク等で、水辺のマナー向上を呼び掛けながら、条例啓発チラシと啓発物品を配布

2 参加者

- ・ 阿多古川環境保全協議会
- ・ 天竜警察署
- ・ 天竜区まちづくり推進課
- ・ 環境政策課

3 備考

浜松市川や湖を守る条例では、環境共生区域[※]を定め、その区域内において条例で定める禁止行為を行った者に対しては、5,000 円の過料が科すことがあります。

※ 環境共生区域とは、川や湖でレジャーを楽しむ方のマナー向上を図るための重点区域で、阿多古川の平田大橋から阿多古橋までの間と、都田川の都田橋から東山橋までの間の河川区域です。